曹洞春秋

SOH　TOH　SHUN　JYŪ

總和会三綱領

1、宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる施策の実現を期すること。
2、本宗の伝統性格を尊重し、大本山の尊厳維持に努めること。
3、会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所　總和会本部　〒105-0002 東京都港区愛宕 2-3-4 大本山總持寺出張所内 TEL 03(3431)5017

ソートービル運用　資金確保の方針を表明

第134回通常宗議会・令和2年度予算決定・級階賦課金1点148円（161円から変更）

「過疎地域等対策準備室」を「過疎地寺院振興対策室」に名称変更

令和２年２月24日より28日まで、第134回通常宗議会が招集されました。大本山永平寺貫首、福山諦法猊下の管長就任式につきましては、侍局より福山猊下が御不例にて欠席との連絡が事前にあったため延期となり、開会式の導師は宗制に則り、鬼生田俊英宗務総長が代行にて務められました。福山諦法猊下には１日も早いご回復を祈念致します。また、３度目の管長職にて任期中ご教導賜りました大本山總持寺貫首、江川辰三猊下には厚く御礼と御慰労申し上げますとともに、今後も御法体堅固にてお過ごしいただきますよう祈念申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み、総長演説では札幌市内で５月に予定していた梅花流全国奉詠大会の開催中止が発表されました。その後、令和２年度一般会計歳入歳出予算案、曹洞宗規程中一部変更案など、提出議案14本を上程。また両会派からの総括質問、さらに通告による一般質問（７件）が行われ、文書質問（11件）が提出されました。

上程議案は各委員会に付託されて慎重に審議され、各委員会委員長からの報告を受けて、本会議場においてすべて可決決定されました。今議会はコロナウイルスの流行を踏まえ、議場でのマスク着用を許可するなど、議事運営にも細心の注意を払い、当初予定していた５日間の会期を１日短縮して閉会いたしました。

今議会では、級階賦課金が13年ぶりに161円から148円に変更されました。また、建築から45年以上が経過し、老朽化が進む宗門基本財産の「ソートービル（曹洞宗檀信徒会館）」のリニューアルを見据え、毎年の支出を抑えるとともに、令和２年度は２億円、令和３年度以降は３億円以上の積立を目標とする資金積立計画が示されました。

なお、昨年４月、伝道部に設置した「過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室」を「過疎地寺院振興対策室」への名称変更も承認され、情報収集に努めるとともに、これまでに行った視察や現場の声を、施策立案に結び付けていくことも決定いたしました。

令和２年度一般会計歳入歳出予算

歳　入　49億5,372万8,000円
歳　出　49億5,372万8,000円（経常部　48億5,162万8,000円／臨時部　１億210万円）
級階賦課金　１点あたり148円

●議決された議案／令和２年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案・令和２年度曹洞宗特別会計各々歳入歳出予算案・令和元年度曹洞宗不動産（建物）償却引当積立金及び不動産取得運用基金特別会計歳入歳出補正予算案（第２回）

●曹洞宗宗制変更点／寺院住職任免規程中一部・僧侶教師分限規程中一部・教育規程中一部・寺族規程中一部・財務規程中一部・文化財調査委員会規程中一部・宗務庁組織及び事務分掌規程中一部・宗務庁文書及び公印規程中一部

鶴一聲

令和の時代になり、初めての新年を迎えた。全国的に三ヶ日共に穏やかな天候に恵まれた。年々同様に迎える新年であり、毎日毎日の繰り返しが、平穏無事がなによりである。

現代はインターネット・スマホ・SNSの時代、あらゆる処に伝達され便利になり情報過多となる。しかし、意思疎通をしているのか、危険性もあることを承知しなくては。瞬くまに正月も過ぎ二月涅槃の月である。月遅れで涅槃会をする所もあるが、お釈迦様の命日の十五日には、各宗共にそれぞれの行事が行われる。

「うれしくも　釈迦の御法（みのり）にあおい草　かけても外の道をふまめや」

〈お釈迦様の教えに逢うことができた、この身をかりそめにも、外の道、仏様の教えられた道以外の道を歩んで行ってはならぬ〉

と教えられている。この二度とない人生を無駄にせぬように、仏道にはげんでいかなくてはいけないと、この歌を詠むたびに初心に戻る自分である。

第134回通常宗議会

総 長 演 説（要旨）

宗務総長 鬼生田 俊英

「曹洞宗宗制調査室」について 審事院内手続の整備を中心に行っております。また、関連する懲戒規程についても、本格的に着手する予定にあり、現在は懲戒処分の種類、対象範囲を見直すため、他宗派の情報収集を行い、有識者の意見を交え検討するよう、指示しております。

宗制全般の見直しについては、用語上の確認作業が終了しました。従いまして、今後の作業は、宗内事務整理の観点から、宗制中の各条文につき、それが宗派としての必要性から定められたものと、法律上の要請に基づく包括宗教法人としての必要性から定められたものとを、大別した上で整理する必要がある、と考えております。

そのために、宗制上の根幹となる曹洞宗宗憲と宗教法人「曹洞宗」規則については、総合的な見直しが必要と考えております。これらの変更に伴う実務上の運用については、令和５年３月以降の適用を想定しております。

「過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室」について 来年度は、この準備室の名称を「過疎地寺院振興対策室」に変更し、現地での視察や懇談会を開催した際の現場の声、また他宗派からの情報や収集した資料を、施策立案に結び付けてまいります。

人権擁護推進本部について 現時点で把握する「差別戒名」のうち、墓石の改正については、残る１か寺となった改正作業が 、昨年12月に完了いたしました。今後も完全改正を目指して、督励活動を継続していく所存であります。

次に、「朝鮮半島出身者の無縁遺骨集約事業」について申し上げます。今後は、ご遺骨が一日でも早く、故国・故郷の同胞の元に帰郷できるよう、日韓両政府を含む関係機関に、引き続き強く協力を求めてまいります。

教学部関係について

学校関係：学校法人愛知学院における多額の資金運用に関する不祥事件については、同法人によって設置された「資金運用管理に係る第三者委員会」による調査が行われ、令和元年11月19日に同法人に報告書が提出され、内局にも報告がございました。

報告書には、その改善策について、新たに資金運用規程を制定し、法人理事会が資金管理体制を確実に掌握できるようになったこと、また人事の刷新、責任体制の明確化も図られ、更に毎月の法人理事会にて運用状況の報告が詳細になされている、とも記されております。

僧堂の振興について：令和２年２月14日現在、18か寺から、その申請書が提出されております。今次宗議会においては、教育規程の一部変更案を上程し、文言を追加して、字句を明確にするなど、更なる充実を図って参ります。

次に、令和元年度第３回師家養成所中止について報告いたします。今年度の師家養成所は、期間の中途となる10月17日付けにて、中止となりました。その後、好国寺専門僧堂より、僧堂設置認可を返上する旨、口頭での申し出があり、11月13日に同旨の書面が提出されました。内局にて協議した結果、これを受理し、11月30日付けをもって、認可を取り消しました。

指導課関係 現在、現職研修会、徒弟研修会及び寺族研修会の開催日については、その実態を調査し、関係各位と議論を重ねた結果、それぞれの研修会は、主宰する宗務所長が弾力的に開催日数を定めることができるよう、関連規程中一部変更案を上程することといたしました。

総合研究センター関係について 文化財調査委員会の事務所管を財政部から総合研究センターに移管することとし、関連する規程の一部変更案を上程いたしました。

総務部庶務課関係について

不活動宗教法人：この度、曹洞宗としては初めての事例になりますが、法定解散に関する実務上の方法、手順に関する知識の取得を目的とし、長期にわたって住職不在で無財産、檀信徒もいない状況の寺院１か寺に対して、法定解散の申立てを行いました。引き続き顧問弁護士の助言を受けながら、それらの対応について検討してまいります。 そのほか、宗教法人法第22条第２号中の文言が変更され、昨年９月に施行されました。そのため、この施行に伴う関連規程中一部変更案を上程することになりました。

福祉課関係：昨年度に引き続き、保険料が２年連続での増額となったため、来年度は、暫定的に一般会計からの受入金を増額することで、対応することになりました。今後の災害見舞金制度については、寺院福祉審議会に専門部会を設置し、その制度をはじめ、運用面も含め、総合的に検討してまいります。

教化部関係について 先ず、企画研修課関係について申し上げます。持続可能な開発目標であるSDGsについて、本宗としても「人権・環境・平和」に関する事を中心に、積極的に取り組んでいくことといたしました。 次に、曹洞宗が番組提供しておりますラジオNIKKEIの番組「私の書いたポエム」については、今年度をもって番組提供を打ち切る決断をいたしました。

布教課関係について 現在、曹洞宗点字図書は、月刊誌「禅の友」を抜粋した「心の糧」をはじめとする、点字図書を発行しております。この度、かねてより作成が望まれておりました点字で読める経典が、年度内に完成する運びとなりましたので、ご報告申し上げます。

国際課関係について 本年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。大会期間中の30日間、檀信徒会館５階の研修道場を会場として、「Tokyo禅アリーナ」を開催いたします。

財政部関係について 令和元年12月１日付にて新級階を公示いたしました。今般、公示した新級階は、令和２年４月１日より適用となります。

文化財調査委員会について申し上げます。文化財調査は、委員会に係る事務所管を総合研究センターへ移管するため、関係規程の一部変更案を上程いたします。

出版部関係について 曹洞宗宗務庁版、「正法眼蔵」の編纂作業は順調に進んでおり、５月下旬の刊行を予定し

ております。

伝道部関係について 本年の梅花流全国奉詠大会は、５月27日、28日に、札幌市の「真駒内セキスイハイムアイスアリーナ」を会場として開催する予定でしたが、新型コロナウィルス感染拡大が懸念されることから中止の決定にいたりました。

人事部関係について スマートフォンから曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」を閲覧する割合が、平成26年当時は、全体の ３割でしたが、現在は６割増加しております。スマートフォン等でも、より快適にご覧いただけるよう、トップページの最適化に取り組んでまいります。

曹洞宗檀信徒会館について ホテル業界は、新型コロナウィルス感染症の広がりによる宿泊、宴会に直接的な影響が出始めております。しかしながら、残された下半期、少しでも損失を解消できるよう、従業員一丸となって努力する所存であります。

本宗の財務について 今次内局は、支出の抑制、大幅な予算削減を各部署に指示いたしました。その主な理由は、本宗の基本財産であるソートービルの建て替えを含めたリニューアル計画を立案するため、不動産特別会計中の特別積立金の拡充を図り、以て資金の確保を目指すことにあります。

そこで、令和２年度の当初予算に特別積立金を２億円、計上いたしました。更に歳出執行における抑制を図ることで、最終的には３億円以上、積み立てることを目標とし、毎年継続していく所存です。

この取り組みが今次内局中は勿論のこと、次期以降の内局においても継続されていくよう、着実に実行してまいります。

そのほか、災害対策特別会計で運用する災害見舞金制度維持のため、暫定的ながら１億円の増額計上を行っております。

歳入の級階賦課金については、この度の総負担点数の変更に伴い１点当たりの単価を148円といたしております。

【幹事・評議員会概要】

令和２年２月23日（日）15時より曹洞宗檀信徒会館３階蘭、菊の間に於いて、總和会幹事・評議員会が開催された。同会は大本山總持寺副貫首石附周行最高顧問老師をはじめ大本山總持寺監院乙川暎元常任顧問老師、曹洞宗参議石橋晋哉顧問老師御出席のもと、幹事・評議員65名出席にて開かれた。

鬼生田俊英会長・石附最高顧問・乙川常任顧問・石橋顧問よりご挨拶を頂いた後、須田孝英宗議会議長が座長に選出された。

主な議題は次の５つ。①本山山務報告、②宗務報告、③会務報告、④總和会会計報告、⑤令和元年度第２回通常宗議会について。その他として、第29回總和会全国大会日程について報告された。また、昨年の台風19号による被害が顕著であった各支部へ、鬼生田会長より見舞金が手渡された。

同日17時30分より開催された懇親会では、この度、東北福祉大学学長に就任された千葉公慈先生ご発声のもと和やかな時間を過ごした。

令和二年度曹洞宗一般会計歳入・歳出予算

歳　入　4,953,728,000 円

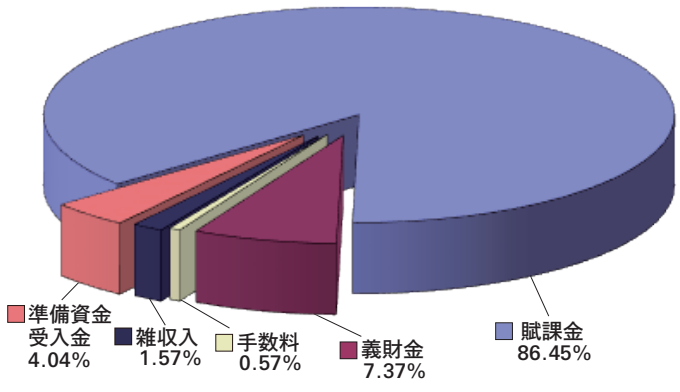

内訳

歳　　入	歳 入 額
賦課金	4,282,351,000
義財金	365,191,000
手数料	28,294,000
雑収入	77,891,000
準備資金受入金	200,000,000
借入金	1,000

歳　出　4,953,728,000 円

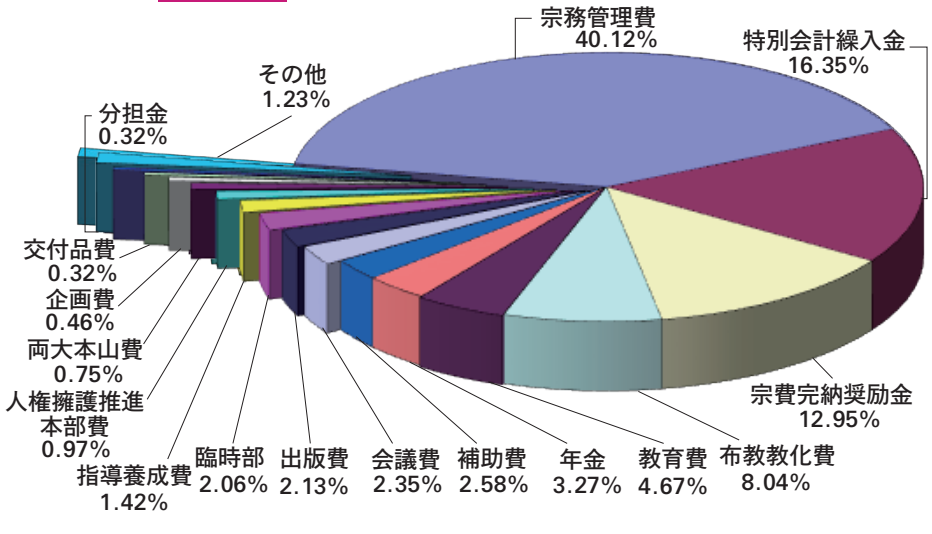

内訳

歳　　出	歳 出 額
宗務管理費	1,987,198,000
特別会計繰入金	810,007,000
宗費完納奨励金	641,710,000
布教教化費	398,382,000
教育費	231,129,000
年金	162,040,000
補助費	127,830,000
会議費	116,283,000
出版費	105,439,000
臨時部	102,100,000
指導養成費	70,519,000
人権擁護推進本部費	48,230,000
両大本山費	37,200,000
企画費	22,984,000
交付品費	15,900,000
分担金	15,735,000
その他	61,042,000

総括質問（要旨）

總和会代表 嶽 盛 和 三

自然災害の対応について

①災害援護拠金の基本拠出金の保険料について。

答弁① 寺院福祉審議会に専門部会を設置し、災害見舞金制度も含め検討していく。

②災害復興対策資金貸付の手厚い貸付制度をお願いしたい。

答弁② 現行規定における、貸付利息は最初の３年間は無利息としています。その後の７年間の利息は、査定委員会において貸付を決定する際、同時に元本に対する利率も定めているため、利率に応じて設定され、今年度も0.6％としております。貸付に際しては十分検討した上で利息の決定を行い、より広く災害復興対策資金貸付制度を活用していただけるよう努める。

③災害時の義援金（浄財）を寄せられた方々へ、表彰するのも一考かと。

答弁③ 義援金は寺院の復興支援を目的とした勧募ですので、表彰等で謝意を表することは今のところ考えておりません。

④災害発生時にどのような援助を行うのか。

答弁④ 災害発生時には、各宗務所と連携を図り迅速に対応。救援活動費については、被災地の宗務所等に支出する。なお、近年の自然災害多発に伴う予算額については状況に応じて対応していく。

⑤ストックヤードの取り組みは。

答弁⑤ ストックヤードの重要性に鑑み、引き続き全国曹洞宗青年会と協力し、新たな設置を視野にストックヤード整備事業を推進する。

⑥今後の災害対応に関する取り組みは。

答弁⑥ SVA等、各団体と災害発生時における連携と対応について協議、被災地支援活動の報告を基に、過去の災害対応で課題となった事項等を反映した新たな災害対策マニュアルの作成に取り組む。

福祉関係、社会事業について

宗門主導の社会事業の奨励を進めてみては。

答弁 教化部布教課を通して各団体に相談等ができる事を周知いただけるよう検討する。また社会事業振興資金貸付金の申請については、今後の社会情勢などに鑑み、制度を維持すべき方向で検討する。

過疎化における寺院対策について

①「過疎地寺院振興対策室」の施策をお示しいただきたい。

答弁① 過疎地に所在する寺院や管内宗務所訪問等の現地視察を基に、課題を整理し、その情報や問題意識を関係部署と共有し、実現性の高いものから施策に結びつけていきたい。

②住職が行方不明等の場合に生ずる問題が指摘されているが。

答弁② 住職が正当な理由がないのに寺院を離れ、長期にわたり住職としての職務を放棄した場合は、曹洞宗懲戒規程に該当する事項なので、監正機関である審事院の判断に委ねることとなる。該当者の１年以上の分限停止処分が確定したときは住職失格となり、責任役員による後任住職選定手続きが必要となる。

③長期にわたる代表役員の欠如は「不活動法人化」を招く恐れがあるのでは。

答弁③ 不活動と認められる宗教法人の解散については、所轄庁、利害関係人、または検察官が裁判所に対して解散命令を請求できるが、法律の適用を受けるかどうかについては、当該裁判所の判断に属する。

宗制調査室について

「宗教団体」と「宗教法人」の問題は、宗制の整備の根幹にかかわる重要な課題、所見をお尋ねいたします。

答弁 本宗の宗制は、「宗教団体曹洞宗」の決まり事を規定する曹洞宗宗憲、「宗教法人曹洞宗」の決まり事を規定する宗教法人曹洞宗規則、宗教団体と包括宗教法人それぞれの執行等に関する事務について規定する各規程の３種類構成となっており、宗教団体としての事務、宗教法人としての事務の基本的事項を分別整理することが必要と考えている。

僧堂振興について

①平成30年８月１日付「教学部長指示」は堂則の適切な運用を求めたものとの理解で宜しいのか。

答弁① 教学部長が堂則宗制の枠を超えて指示したものではなく、僧堂運営を適切に行った場合の堂則の運用を周知するものである。

②各僧堂の特色を生かした堂則が望ましいのでは。

答弁② 堂則の性格上、特色は書きづらいこともあるが、僧堂掛搭僧募集については、本年３月より、曹洞宗報に僧堂ごと半ページを割いて掲載、直接師僧に届く内容に変更した。

③別枠の教師資格の規程を設け、柔軟に対応していくことも必要ではないか。

答弁③ 教師資格の取得を容易にすることより、いかにして一度は僧堂の門を叩いていただけるかを模索することが本宗の維持発展に資すると考える。

④僧堂設置認可にかかる「寺族代表登録のある寺院は認可しない」は時代に逆行しているのでは。

答弁④ 仮に僧堂を設置する寺院住職が遷化した場合、僧堂運営に理解ある住職候補者を擁立しても、寺族代表が同意しないことで起こる僧堂運営の混乱を避けるための規定であるが、再開単後寺族代表を置かないことで、差し障りが生じた場合は、随時検討する。

結制安居について

借地における結制安居を認可いただくようご検討願いたい。

答弁 宗門の伝統、行持のもつ本質、修行の目指すところを損なわないよう努めながら借地における結制安居修行ができるよう申請条件の緩和を検討する。

SDGs（持続可能な開発目標）について

教団組織における具体的な改革施策の取り組みは。

答弁 SDGs（エスディージーズ）の考え方と宗門が取り組んできた人権啓発は一致するものであり、人権擁護推進本部では、昨年度より障害者差別について学習、次年度はこれまでの学びを踏まえながら知的障害、精神障害なども視野に入れ、より効果的に学べる教材について企画制作している。また宗務庁では、本年１月から障害者１名の雇用を開始、今後は障害者雇用の法定雇用率の達成及び多様な人材の雇用推進の検討や、女性の活躍を推進するための働き方改革も含め機構改革を進める。

ソートビルの運用計画について

ホテル経営を曹洞宗から切り離し、運用する方法もあるのでは。

答弁 ソートービルは竣工から45年以上経過し建物全体の老朽化が進んでおり、今後は中長期的な視野に立った運用計画、及び計画実行のための資金計画を慎重に検討する。

通告質問及び答弁（登壇順）要旨

第20区 甘蔗　英司

❶総合研究センターの過疎問題対策プロジェクトは規程変更後も継続されるのか。また、伝道部の過疎地寺院振興対策室との関係は。（教学部長）プロジェクトは令和２年３月提出予定の最終報告で終了するが、今後は未来創生研究部門を中心に対策室と一体の活動を志向する。（伝道部長）対策室中心の各部署横断のプロジェクトや外部有識者を含む委員会設置等を考えている。
❷級階査定の期間10年は、社会の変化速度に対し長期的。査定期間を見直し、寺格を含めず実態に即した１ヶ寺ごとの宗費設定を行うべきでは。（財政部長）今回の調査費用は、現在5,500万円を超えている。社会変化により宗費負担に耐え難い寺院の増加も懸念されるが、査定基準や期間、調査費用削減の検討が必要。
❸宗門の不活動宗教法人の実態、それに対する見解、対応策について。（総務部長）その実態について完全に把握できていない。現在不活動の一宗教法人に解散申立請求の申請中だが、まだ具体案を提示する段階にない。

第4区 石附　正賢

❶一般会計の予算説明がなぜ歳出からなされるのか。歳出ありきの印象を免れず、歳入不足に準備資金を充当するのは総花的予算となることを危惧する。（財政部長）支出の抑制と業務・事業の抜本的見直しで予算削減を図り、総花的予算には繋がっていない。歳入を先に確定すると必要な事業の支出が出来ない恐れもある。
❷歳出に占める人件費の割合が多いと感じるが。また、宗費完納奨励金を廃止し積立金や災害対策に充てては。（人事部長）基本給ベースアップは平成27年以降実施していないが、時間外手当の上昇が顕著のため抑制対策を進める。３月年度末の賞与は支給方法・時期等その在り方を改めるよう検討中。（財政部長）宗費完納奨励金制度は安定しており、廃止には無理がある。
❸僧堂に単位・試験は馴染まないのでは。（教学部長）僧堂に単に在籍するだけでなく、行持綿密な弁道がなされているか検証するため履修単位の取得は重要な規定。

第1区 中根　正賢

令和２年度予算案の級階賦課金が増額されたが、宗門全体の活力を生むため賦課金を減額する選択肢もあるのでは。一般会計予算減額の具体案の一つとして、災害対策特別会計に一般会計から１億円増の受入金があるが、これを拠出金の方で増額の全部または一部を補えないか。（財政部長）今回の受入金１億円の増額は保険会社に支払う保険料の増額に伴う暫定措置。毎年継続投入されるものではない。専門部会における検討結果が令和３年度以降に反映されると考えている。

第29回總和会全国大会

◇2020年11月18日（水）
◇会場・曹洞宗檀信徒会館

第2区 服部　直哉

❶ソートービル外壁防水工事の事前調査結果と、工事内容の詳細を尋ねる。また、東京オリンピック後の経営展望は。（人事部長）平成29年11月調査実施。外壁の浮き、ひび割れ、防水の亀裂、屋上鉄骨の防水劣化、窓枠のシール劣化等を所定の工法で修繕した。（宗務総長）今後のソートービルの運用及び建て替えに伴う時期や建て替え後の計画を検討する有識者を交えた専門部会、委員会を設置して、曹洞宗に不利益を与えない方策を検討する。
❷過疎化対策として、全国展開しているヨガ教室のインストラクターを、希望する寺院に派遣しては。（伝道部長）人集めの一助とは思うが過疎地では難しいのではないか。
❸駒澤大学竹友寮は僧堂ではないが、教師資格取得が認められている。これは僧堂振興の特例に当たらないのか。（教学部長）平成11年２月の宗議会で、竹友寮在寮を条件に特殊安居なしに教師資格を付与されると規程変更されたもので、僧堂振興の特例には当たらない。

文書質問及び回答（要旨）

乙川　良介（第26区）

❶過疎化の進む地方における布教教化には、文書伝道、掲示伝道、パソコン活用が有効だが、指導している僧堂はあるか。また、総合研究センターからの講師派遣は可能か。
　回答：いずれの僧堂でも指導の確認はできない。講師派遣は僧堂教育支援プログラムに依るが、ご指摘の点を含めプログラムが時宜に即すよう検討する。
❷総合研究センターの規程によれば、主任は担当部門の常任委員の中から運営委員会で選考されるとあるが、主任は運営委員でもあるため、自らに関する議事に参加するのは整合性を欠くのではないか。
　回答：利害関係を有する当該本人は、自らの選考に関する議事に加わることはできない。他の会議も同様である。

髙橋　英悟（第29区）

❶新型コロナウイルスへの注意喚起と対策を。
　回答：曹洞宗ホームページ曹洞禅ネットに注意喚起を掲載。
❷今後想定される大地震などの被害地域の支援地区割りを宗務所単位で決めてはどうか。
　回答：所管部の防災マニュアル、防火管理の見直し、SVA、全曹青、婦人会との協議の中でご指摘の点を検討したい。
❸財産処分申請に手間取る寺院のため、本庁職員が現地に出向いてはいかがか。
　回答：本庁職員の派遣要請は各寺院の実情が異なるため、その都度適切な対応を検討する。
❹宗費削減のため、各種審議会のWEB会議開催の検討を。
　回答：WEB会議出席者のインフラ整備、宗制規程等を踏まえ検討する。
❺過疎地域等寺院と協同した、地方拠点確保推進事業の検討を。
　回答：関係部署と協同し、SDGsの理念のもと過疎地寺院を取り残さない方途を模索する。

近藤　龍法（第25区）

愛知学院大学裁判の附帯意見書に関して。理事長任期が４年から２年に変更された。２年から４年にするには宗制との整合性を図る必要があるが、４年から２年にするには整合性が保たれているとのこと。そもそも整合性とは何か。

・前者の場合、宗制のどの規定と整合性を図るのか。

回答：教育規程第39条第１項、部長職の任期２年に準ずる。

・庁議で推薦した理事長の任期が２年という根拠はどこに。

回答：内局の意思を反映させるため。

・２年から４年にするには宗議会の承認が必要との規定はどこに。

回答：宗制上の根拠は教育規程第39条第１項にある。

・任期２年は宗内慣行。宗制に規定のない慣行の変更に宗議会の承認は必要ないのでは。

回答：教育規程第39条第１項の規定変更が必要。

・宗制意見部の附帯意見書の見直しを請求する考えはあるか。

回答：現状はない。

・理事長、理事は４年任期が相応しいと考えるが。

回答：２年任期の内局の意向をいかに反映させるか工夫が必要。なお、推薦理事の再任は妨げられない。

清泉　文英（第８区）

宗門寺院が所在する地域や児童、青少年、その子達の父母等共に活動できる持続していく教化施策や教化企画について。

回答：禅の集いの開催。子ども禅の集いでの映画、アニメの上映。教化部のフイルムライブラリーのご利用を。青少年書道展。曹洞宗スカウトハンドブックを各寺院の研修会用に配布している。SDGs推進にも参画頂きたい。

第134回通常宗議会常任・特別委員（總和会議員）

議長　須田孝英

○運営委員会
長　山本　健善　主　岩井　秀弘　　片山　昌佳
　　奥村　孝善

○第一予算委員会
長　岡　　芳雄　主　伊藤　弘隆　主　坂本　泰俊
　　甘蔗　英司　　荒井　裕明　　髙橋　英悟

○第二予算委員会
　　深川　典雄　主　名村　直高　主　藏山　大顕
　　大坂　恵司　　乙川　良介

○第一特別委員会
長　龍谷　顯孝　主　森　　元亨　　田中　清元
　　清泉　文英　　石附　正賢

○第二特別委員会
主　倉内　泰雄　　嶽盛　和三　　平岩　浩文

○決算委員会
主　五十嵐靖雄　　中根　正賢　　佐藤　清廉

○請願委員会
　　龍谷　顯孝　主　近藤　龍法

○懲罰委員会
　　山路　純正　主　服部　直哉　長　福田　光昭

長…委員長　主…主査

福田　光昭（第21区）

❶令和２年度曹洞宗災害対策特別会計は、一般会計より１億円を増額して２億円の受入金を予算計上。専門部会を設置するとのこと。今後の制度をどのような方向で維持してゆくのか。報告書の取りまとめ時期は。

回答：このたび災害見舞金制度に関する専門部会を設置し、年内にその成果をとりまとめたい。

❷他宗派に類似する見舞金制度はあるか。

回答：真宗大谷派をはじめ引き続き調査し参考にしたい。

田中　清元（第32区）

先般一部報道機関が「仏教会、死刑反対を初表明」との記事を掲載したが、結果としてそのような方針は示されなかった。しかし死刑制度に関して全日仏審議会から、仏教の教義と相いれないことは明白との答申があった。社会の諸問題に対して宗教教団としての見解をしっかり持つべきではないか。

回答：曹洞宗では死刑制度についての見解や立場を公式に表明していない。しかし、いのちの問題として仏教者間で死刑の問題を共有し、社会全体と議論を深めていきたい。

五十嵐靖雄（第17区）

10年後、20年後における過疎地をかかえている宗務所への所費財源について、どのような指針、展望をもっているか。合併や後継者対策などの財源は。

回答：本庁は宗務所の補助はできても直接支えることはできない。収入減少の場合、それに応じて事務負担の軽減を考える必要がある。これは本庁も同様の問題を抱えている。具体的なご提示には随時検討する。

總　和　会　会　務　報　告

期　日	会　務　内　容
７月４～５日	中四国大会
７月８日	広報部会
７月17～18日	近畿大会
７月24日	執行部会
９月16日	執行部会
９月17日	被差別戒名物故者追悼法要（大本山永平寺）
10月８日	全国大会・顧問・執行部会
10月９日	幹事・評議員会
10月21～22日	東北大会
10月29日	四部会
11月５日	石川素童禅師100回御遠忌（大本山總持寺）
11月26日	執行部会
12月11日	執行部会
R2年１月９日	執行部会
１月10日	執行部大本山總持寺拝登
２月６日	執行部会
２月７～８日	静岡県西部支部総会
２月23日	顧問・執行部会、議員総会、幹事・評議員会

（支部総会については本部に案内をいただいた総会のみ）

總和会ホームページ　http://souwakai.info

編集・奥村孝善　大坂恵司　荒井裕明　石附正賢　平岩浩文　甘蔗英司　佐藤清廉